

# 「選択と必修」 - 中教審、多様化教育の論議

旺文社 教育情報センター 18年4月

中教審教育課程部会では17年2月の学習指導要領見直しの審議要請を受け、各教科・領域等の専門部会で審議を行っている。4月に入り、これに加え、小学校・中学校・高等学校の3部会を新たに設置。これまでの、各教科・領域等ごとの“縦割り”審議から、小・中・高校といった学校種別に教科横断的な“横串”の審議も始まった。

3部会とも、現行学習指導要領の特色の一つでもある、履修(学習)の「選択と必修」の兼ね合い、つまり教育の多様化を論点の一つとして取り上げている。各部会では、それぞれ次のような観点で、履修における「選択」「必修」の検討課題をあげている。

## 小学校

・現行学習指導要領では、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育を進めていくべく、小学校高学年から課題選択などの選択的要素を取り入れたが、小学校と中学校との接続を図る観点から、小学校教育について改善すべき点はないか。

### \* 課題選択の例

- ・「社会」：6年生で、「国際協力」の内容で「教育」「医学」「農学」などの分野で世界に貢献している事例の中から選択
- ・「理科」：6年生において、「土地のつくりと変化」の内容で、「火山」または「地震」を選択。

## 中学校

・現行学習指導要領では、生徒の興味・関心、能力等に応じた学習機会を提供するとの観点から選択教科を拡充したが、必修教科を重視するなど必修教科と選択教科の在り方について再検討を行う必要がないか。

## 高校

・高校生の能力・適性、興味・関心は多様化している。そうした多様性を踏まえつつ、一人一人が充実した学習を行い、社会に参画していくために、教育課程上改善すべき点はどのようなものか。

特に、義務教育の到達目標を明確にすることを踏まえ、中学校との関連(義務教育との接続)や高等学校教育としての共通性などを考慮しつつ、すべての生徒に共通に履修すべき教科・科目等の在り方についてどのように考えるべきか。

・現行学習指導要領では、必修科目と選択科目の割合をおよそ「1対2」としている。生徒の多様化を踏まえ、これらの枠組みを維持することでよいか。

### < 現行高校教育の個性化・多様化 >

・高校への進学率約 97%。生徒の個性を最大限に伸ばさせることが重要な課題。そのため、学習の選択の幅をできる限り拡大することができるよう、「選択必修」の考え方を基本としている。

### \* 必修科目の例

- ・国語：「国語表現」(2単位)及び「国語総合」(4)から1科目選択
- ・数学：「数学基礎」(2)及び「数学」(3)から1科目選択
- ・多様な特色ある学校づくりの拡大 総合学科、単位制高校、中高一貫教育校、特色ある学科・コースの設置等。

#### < 論点の背景 >

上記のような課題が論点として取り上げられた背景には、教科・科目等の選択、必修から派生する教育の共通性と多様性の問題がある。

具体的には、「学力問題」として指摘されている場合が多い。特に小・中学校の義務教育段階では、基礎・基本の定着を確実にし、共通に身に付けるべき知識・技能や活用能力の育成が喫緊の課題となっている。選択(教科)の時間を必修(教科)に充てるべきだとの意見もある。( PISA や TIMSS などの国際的な学力調査結果)。

高校の多様化教育にも様々な問題点をはらんでいよう。小・中・高校といった“義務教育化”した初等中等教育を、「体系的な教育」(共通性)として捉える考え方もある。ただ、高校の場合は生徒の実態等を踏まえると、到達目標や到達水準を設定することは現実的ではないが、内容面での共通性を整理するべきだとする意見もある。

また、大学との接続においても「履修・未履修」の点などから、大学入学者に「高校教育として標準化された教科学力」を求めるのはきわめて難しくなっている。こうした問題については、例えば国立大学協会では、16 年度入試から国立大受験生に対し、「センター試験 5(6)教科 7 科目」受験を原則とするなどの対応策を提言している(18 年入試では国立大の 94%、募集人員の 78%がセ試 5 教科 7 科目以上を課す)。

#### < 教育の画一化と多様化 >

教育の画一化と多様化について、教育施策の面からこれまでの経緯を簡単に辿ってみよう。近代化と経済復興を支えた「画一化教育」

我が国の教育施策を大観してみると、明治以来、西洋先進国に追いつくことを基本に据え、国家統制による画一性な“キャッチアップ型”教育によって、近代化を早期に収めることができた。しかし、一方では教育の自主性や多様性が阻害され、閉鎖的で非民主的な教育が行われていた。

戦後の復興期においては民主教育の下、教育の「機会均等」を目指して“平等”の概念が強調され、画一化された学校教育が継承された。全国一律、同一の内容を平等に、画一的に教育することは、効率的にも経済的にもプラスに作用し、敗戦後の経済復興とそれに続く経済成長にとって極めて有効であった。

脱・画一化 = 「多様化教育」と現行学習指導要領

しかし、高度成長期を迎えた昭和 40 年代後半にはいると、教育の“個性化”と“多様化”が謳われ(中教審「四六答申」<昭 46 年> / 臨教審答申<昭 59~62 年>)、現行の“脱・画一化”教育へと進展してきた。

経済的成長を遂げ、価値観が多様化してくると、それまでの画一化された教育に対し、「システム疲労」や「不適応」が起きてくる。つまり、新しい産業構造の下で、エリート層の育成要請がある一方で、画一的教育からのドロップアウトという、教育の多面性が露呈してきた。

文科省はこうした問題に対処すべく、「画一的教育制度・内容」の大幅な見直しを余儀なくされることになる。

高校では普通科、専門学科、総合学科のほか、単位制高校や中高一貫教育校(中等教育学校)などが設置され、教室では「習熟度別学習」や「発展的な学習」などが導入された。そして、教育の個性化、多様化の下での具体的な学習内容等の集大成が、現行の「学習指導要領」である。

次期学習指導要領の見直しでは、こうした教育の多様化についても検討・議論の俎上に載っている。